

四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付申請及び請求について

<給付対象者>

生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援 B 型を提供する事業所の通所者とする。ただし、送迎サービスが実施されている事業所等の通所者は除く。

<給付金額>

所要額（通所に要した費用）…基準額（日額）×通所日数

※基準額…公共交通機関は原則として1か月定期代÷15日の額

（バスなど定期代より運賃のほうが安価な場合は運賃の額）

自動車は距離区分に応じた額

給付額…本人及び配偶者の課税状況に応じて下記のとおり給付

- | | | |
|---|------------|-------------|
| 1 | 市町村民税非課税世帯 | →所要額の全額 |
| 2 | 市町村民税課税世帯 | →所要額の2分の1の額 |

<申請及び請求方法>

①給付の申請（事業所を通じて市へ提出）

【第1号様式】四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付申請書

○請求に関する手続きの委任状（初回登録者で希望者のみ）

②決定後（市から事業所宛に送付）

【第2号様式】四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付決定通知書

【第3号様式】四日市市障害福祉サービス事業所等通所費助給付請求書

③四半期ごとに請求（事業所を通じて市へ提出）

【第3号様式】四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付請求書（本人・事業所記入済）

※通所日数を事業所にて記載し、請求額を算出

※請求手続を事業所に委任することも可能

※請求の締め切り日

第1期（10～12月分）	1/10
第2期（1～3月分）	4/10
第3期（4～6月分）	7/10
第4期（7～9月分）	10/10

④市から本人口座へ支払い

詳しくは、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】

四日市市 健康福祉部 障害福祉課 TEL 354-8527 FAX 354-3016